

要綱第3条第3項の生活環境部長が別に定める事項について

市町村の積極的な関与がある場合については、当該事業が次のいずれかに該当する場合とする。

- ・災害時に電力・熱を地域に供給すること等について市町村の防災計画に位置づけられた取組、又は災害時に電力・熱を地域に供給することについて市町村長名義で交わされた個別の協定等に位置づけた取組を行う場合。
- ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第7条第1項に規定する設備整備計画について、同条第3項に基づき市町村の認定を受けた事業又は受ける見込がある事業を行う場合。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第22条の2第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画について、同条第3項に基づき市町村の認定を受けた事業又は受ける見込がある事業を行う場合。
- ・自立分散型の地域エネルギー社会の推進のための地域内消費やマイクログリッド構築等について市町村が参画して事業を行う場合。
- ・対象事業について市町村が補助（対象事業費の6分の1以上又は2,500千円以上）を行う場合。